

【資料紹介】

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会 議事録」(三)

久保健助

- I はじめに
- II 凡例
- III 翻刻(第1回～第2回分)以上本誌29号掲載
- IV 翻刻(第3回～第4回分)以上本誌30号掲載¹⁾
(第5回～第8回分)以上本号掲載
- V 解題

IVのつづき 翻刻(第5回～第8回分)

【62頁は中扉】

警保委員会第五回特別委員会議事録

【以下63頁】

警保委員会第五回特別委員会議事録

- 一、開会日時 [昭和三年] 一月十一日午後一時三十分
- 二、開会ノ場所 内務大臣官邸
- 三、出席委員 小松委員長、花井、横山、永田、美濃部、山岡ノ各委員
- 四、議事
 - 委員長 第七正誤制度ト第八発行禁止ノ存廃トヲ一括議題トス
 - 山岡委員 正誤制度ハ今日ノ制度ニテハ其ノ実効果薄キヲ以テ規定ヲ設ケ虚偽

1) 前号掲載の本稿(二)346頁の21行目の「13頁」を「355頁」に、同頁29行目の「15頁」を「357頁」に、359頁18行目の「22頁」を「364頁」に、それぞれ訂正する。

ノ記事ヲ訂正シテ関係者ノ迷惑ヲ除クヤウニスル事改善ノ要点ナリ、新聞社側ヨリモ此ノ点ニツキ意見ノ申出アリ、適当ノ方法ニテ保護ヲ進メタシ【 】

○永田委員 出版物法案ニ規定セル如ク正誤ノ場所ヲ原文掲載ノ場所ト同一ニスルハ可ナルモ新聞ト雑誌トハ趣ヲ異ニスルヲ以テ別様ノ規定ヲ為ス必要アルヘシ
○美濃部委員 新聞社ニ於テ自己ノ責任ヲ以テ自発的ニ訂正シタルトキハ正誤ノ義務ナシトシタシ、然ル時ハ正誤ハ真ノ正誤トナリ現在ヨリモ価値アルモノトナルヘシ

○山岡委員 何人カ記事ノ真偽ヲ判断スルヤ結局ハ請求アラハ掲載スル事ニスルノ外ナキニアラサルヤ、正誤ノ制度ハ現行法ニ或程度ノ補正ヲ加フル事カ適当ナラム、掲載ノ場所ハ雑誌ニアリテハ原文トノ関係ニ於テ適当ノ場所【以下 64 頁】ト修正シテハ如何、新聞社ヨリノ正誤書長文ニ亘ル時ハ要旨ヲ掲載スル事ニシタシトノ意見ヲ提出セルモ之ニハ俄ニ賛成スルコト能ハス、新聞社カ自発的ニ訂正シタル時ハ正誤ノ要求ニ応スル義務ナシトノ意見ハ適当ニ自発的ニ修正シタル場合ニハ之ヲ認メテモ可ナラム

○永田委員 正誤文カ原文以上ニ超過スル場合ハ広告料ヲ徴スル事ヲ得ル旨ノ規定アルモ広告料支払イハ何程ニテモ掲載スル義務ヲ生シ新聞社ニトリテハ迷惑ナリトノ意見アリ、原文ヨリモ超過スルヲ得ストシテハ如何、名誉ニ関スル記事ノ如キハ原文相当ニ長文ナルヲ常トスルヲ以テ原文ノ範囲ニテ充分ナルヘシ、弁駁書掲載ノ義務ヲ削リ度シトノ二十一日会ノ意見アルモ弁駁書ノ意義如何、正誤書ノ末尾ニ一ニ弁駁的の字句ヲ用イテモ弁駁書トナルトスレハ結局正誤請求書ハ全部● [没?] 書トナル事ナキヤ【 】

○山岡委員 正誤文ノ字数ノ関係ニツイテハ同感ナリ、抄録事項ノ正誤ニツイテモ同様ニシ度シ、弁駁書掲載ノ義務ヲ削ル事ニハ反対ナリ、新聞社ノ自発的修正モ原文ト略々同様ナル字数ニテ之ヲ為シタル場合ニ限り正誤義務ヲ免除スルトシテハ如何

○永田委員 弁駁書ヲ削ル事ニハ反対、弁駁書字数ハ適当ニ制限シ度シ、抄録事項正誤ニ関スル現行法第十八条ノ規定ハ実行困難ニシテ又実益ナシ、理論上ハ必要ナラムモ實際上ハ効力ナカラム

○山岡委員 関係者ノ請求ニヨリト訂正シテハ如何、原文カ本人ノ請求ニヨリテ初メテ正誤義務ヲ発生スルモノナル以上ハ抄録記事モ亦本人ノ請求アリタル【以

下 65 頁】場合ニ限り正誤ヲ認ムレハ可ナラスヤ

○永田委員 正誤ニ氣カ付カサル場合ニハ正誤ノ申込ニヨリテ初メテ正誤義務生スル事ニナルカ本人カ氣カ付カサルニ名誉ヲ毀損セラル、事々実上多カルヘシ、如何ノモノニヤ

○山岡委員 今日ノ実情ヨリスレハ寧ロ正誤義務ヲ一層嚴重ニスルカ道理ナルヘシ、単純ニ是非ヲ決シカヌル問題ナリ

○美濃部委員 法案第二十条現行法第十八条ハ其ノ官報新聞紙又ハ雑誌ヲ得タル後ヲ削リタル上存置スルカヨカラム

○花井委員 小松委員長何レモ同説【 】

○美濃部委員 現行法ノ「新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニツキ」「ノ錯誤」ヲ削リテ弁駁書ヲモ認ムルトセハ雑誌ニ発表シタル意見ニ対シテモ弁駁書ヲ掲載セサルヘカラサルニ至ルヘシ、之ハ立法ノ趣旨ニハアラサルヘキモ如何ニヤ

○山岡委員 弁駁書ノ掲載ヲ請求セラル、如キ記事ヲ掲載シタル以上ハ或程度迄ハ已ムヲ得サルニアラスヤ

○美濃部委員 事実ニ対スル弁駁ナラハ限度アルヘキモ意見ニ対スル弁駁ニ弁駁ヲ重ネテ際限ナルヘシ、弁駁ハ事実ニ対スルモノニ限り之ヲ認ムヘキモノナリ

○土屋幹事【以下 66 頁】 正誤ノ請求ニ応セサル罪ハ現行法ニテハ親告罪ナルモ改正法案ニテハ非親告罪トナシタシ、此ノ点御意見如何

○永田委員 非親告罪ト為シタル理由ヲ前議會ニテ質問シタルニ自發的ニ告訴セサル事多キ実情ナルヲ以テ告訴ヲ不要トシタリトノ説明ナリシカ当局ハ如何ニ考フルヤ

○花井委員 親告主義カ可ナリト思フ、法制審議會ニテ目下刑法改正ノ審議中ナルカ其ノ内名誉毀損ニ関シテハ事態重キモノニ付テハ非親告罪トスルモ輕キモノハ親告罪トナシ而シテ何ヲ以テ輕重ヲ決スルヤト云フニ結局立法ニヨルノ外ナシトノ議アリ、思フニ人ニ屬スル權利ノ行使ハ其ノ人ノ自由ニ任スカヨシ、後難ヲ恐ル、ニセヨ、事態ヲ小事ト解スルニセヨ、何レ【 】ノ理由ナルヤニ拘泥スル事ナク非親告罪トシテ当事者ノ意思ニ反シテマ [以上 5 文字極薄・判読] テ正誤義務不履行ヲ罰スルノ必要ナカラム

○美濃部委員 理論上ハ親告罪トスヘキモノナラム、親告者ノ範圍ヲ拡張スルハ可ナラム

- 花井委員 新聞社ニ於テ自発的ニ正誤シタル場合ノ問題ハ次回ノ紙上ニ誠意ヲ以テ自発的ニ取消タルトキハ正誤義務ヲ免スル事ニシ度ク、正誤文ノ長短ノ如キハ問題ニアラサルヘシ
- 永田委員 正誤請求権ヲ行使シ得ル時期ニツキ出版物法案ハ一様ニ六ヶ月ト為シタルモ新聞紙ト雑誌トハ異ナルヲ以テ前者ニアリテハ三ヶ月後者ニ在〔ママ〕リテハ六ヶ月トシテハ如何【以下 67 頁】
- 山岡委員 新聞社カ誠意ヲ以テ取消シタル場合ハ正誤義務ヲ認メストモヨコラム、親告非親告ノ問題ハ親告者ノ範圍ヲ拡張シ利害関係人ヨリノ親告ヲ待テ罪ヲ論スル事ニスルヲ適当ト思フ
- 横山委員 法案第二十六条ハ公判開廷前ニ於ケル訴訟書類ノ公開ヲ禁止セルカ裁判所ノ許可ヲ得レハ掲載シテモヨシトシテハ如何、實際ニ於テハ起訴決定ノ際並ニ予審終結ノ際ニ於テ検事又ハ予審判事ヨリ新聞記者ニ発表シ居ルヲ以テ如斯場合ハ掲載シテモヨキコトニ改メタシ
- 花井委員 公判開廷前ニ訴訟書類ヲ公開スル事ハ刑事訴訟法ハ之ヲ禁止シ居レリ、實際上犯罪カ成立セサル場合ニハ之ヲ新聞ニ掲載スルニヨリテ当事者ニ【 】著シキ迷惑ヲ及スノミナラス陪審員ニ予断ヲ抱カシムル危険モアルヘシ、裁判所カ訴訟書類ヲ見セル事ハ現行法ハ之ヲ禁シ居ルヲ以テ横山委員ノ説ハ行ハレ難カルヘシ
- 横山委員 世間ニテ注目シ居ル事件ニツキ予審終結スルモ何等公表セサル時ハ却ツテ誤解ヲ招ク虞ナキヤ、公判トナレハ何レハ世間ニ明ニナル事件ナレハ予メ発表スルモ何等支障ナキノミナラス穩当テアリ便利ナラスヤ、予審終結決定以外ノ供述証拋調等ヲ掲載スル事ハ勿論不可ナルモカカル事項ヲ裁判所ニ於テ許可スルコトナカルヘシ
- 山岡委員 諸外国ノ立法例ハ終結セサル訴訟事件ノ書類ノ掲載ハ許シ居ラサルモノ多シ、立法ニ際シ研究スヘシ【以下 68 頁】
- 横山委員 民事々件ニ付テハ事ニ富豪等カ当事者ナル場合ニ於テ漏洩スル事少カラス刑事々件ニツキ訴訟ノ進行中ニ新聞カ評論ヲ加エルコトハ感心セス
- 委員長 発行禁止ニツキ研究セラレ度シ
- 山岡委員 発行禁止ニツイテハ全廃説ト制限説トアリ、現行法ノ如ク廣ク之ヲ認ムル必要ナシ、諸外国ニハ其ノ例ナシ

- 横山委員 発行禁止ハ無意味ナリ、発行禁止スルモ類似ノ名称ヲ以テ別ノ新聞紙ヲ発行スル事ヲ禁止スルカ又ハ発行禁止ヲ受ケタル人ニ発行人タルコトヲ制限スルカニアラサレハ其ノ実益ナシ【 】
- 永田委員 原則トシテ廃止スヘキモノナルケレトモ我国体上皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ国体ヲ変革セムトスルモノマテ発行ヲ認ムルハ如何ニヤ
- 美濃部委員 発行禁止ハ廃止ニ賛成ス、新聞雑誌ノ名称自体カ公安風俗上支障アル場合ニ於テ之カ改称ヲ命スルコトノ必要ナキヤ
- 花井委員 全廃説ニ賛成、皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ国体ヲ変革スルモノ、如キハ刑罰ヲ重クシテ之ヲ処分スレハ足ル
- 山岡委員 発行禁止ハ全廃論ニ傾クモノ、如キモ、皇室国体ニ関スルモノニツイテハ考慮ヲ要スルモアラム、題号ニ関シテハ新聞紙ノ題号使用ヲ保護ス【以下 69 頁】ルト同時ニ不当ノ題号ヲ用イルコトヲ得サラシムル様考慮シタシ
- 横山委員 一定ノ場合ヲ限り発行禁止制度ヲ認ムルトセハ禁止セラレタル題号ハ将来之ヲ用イルヲ得ストノ規定ヲ設ケサルニ於テハ其ノ実益ナカラム
- 委員長 発行禁止制度ハ廃止スルコト時世相応ナラムモ、皇室国体ニ関シテハ尚考慮ノ必要アルヘシ、次ハ出版物取締上ノ責任者並ニ罰則ニツキ意見ヲ述ヘラレ度シ
- 山岡委員 新聞紙法ニヨル刑事責任ハ特殊ノモノトナリ居レトモ刑法ノ原則ニヨルヘキモノハ刑法ニ移スヲ以テ可トス、ドイツ立法ハ刑法ニヨルヲ原則トシ刑法ニヨル能ハサルトキハ責任編集者管理者等ノ監督上ノ過失ノ責任ヲ問【 】ヒ過失責任モナキ時ハ物ニ対シテ処分ヲ為スコト、ス、オーストリアモ大体同様ナリ、フランスハ出版法第四十二条ニ於テ責任者ノ順序ヲ定ム、責任者ノ範圍ヲ明確ニスル事必要ナルヘシ
- 永田委員 手續キ上ノ違反ト記事ノ内容ニ関スル違反トニツキ責任ヲ分カツコト合理的ナルヘシ、持主ハ現行法上何等責任ヲ負ハサルモ既ニ資金ヲ授シテ事業ヲ經營スル以上ハ何等カノ責任ヲ負ヒテ然ルヘキモノニアラスヤ
- 山岡委員 持主ハ届出ノ際名ヲ出スノミニテ何等責任ナシ、現行法ハ持主ヲ民事關係ニ於テ所有者トシテノミ見ルモノラシク從テ行政法規ニ之ヲ限定スルヤ否ヤカ問題トナリ之ヲ削除スヘシトノ説モ生シタルナル[ママ]ヘシ、之ヲ全部削除スルコトハ我国新聞雑誌經營ノ沿革上適當ナラス、資財ノ持主ハ【以下 70 頁】

経営ノ中心ナルヲ以テ名義ヲ出サ、ルハ経営管理ノ権能ヲ認メサルコトナリ、持主ノ地位ヲ破壊スルニ至ラム、之ヲ認ムル以上ハ責任ヲ如何ニスルヤ従来ノ法律ハ何等責任ヲ負ハシメ居ラサルモ犯罪行為ヲ認識シ共同スレハ責任アリ、然ラサレハ責任ナシトスルカヨカラム

○永田委員 罰金損害賠償等ハ結局持主カ出スモノナリ、小新聞ニハ持主即社長ナル事多シ、之ヲ全然責任ヨリ除外スルハ妥当ナラサルヘシ

○花井委員 持主ハ之ヲ認メサルカヨシ、奉公人ハ法律上持主ト看做サル、モノニアラスヤ

○美濃部委員 刑事犯ト警察犯トハ明白ニ之ヲ區別シ刑事犯ニハ犯意ヲ必要トスヘシ、【 】内容カ実質ニ不良ナル場合ハ刑事犯手續キ上ノ違反ニ止マルモノハ警察犯トシ後者ノミヲ出版法ニ規定シタシ、次ニ現行法ニテハ発行人、編集人、印刷人等ソレソレ別個ノ資格ニ於テ責任ヲ負フモ警察犯ノ責任者ハ一人ニテ足ルヘシ、結局新聞社カ負フヘキモノナレハ新聞者〔ママ〕代表スル者一人ニテ足ル管理人トシテ責任ヲ負ハシメタシ、次ニ警察犯ノ刑罰ハ罰金刑科料ノミトシ体刑ハ刑事犯ノミニシタ

○花井委員 美濃部委員第一点ハ賛成、法案第四十六条乃至第四十九条ヲ全部刑法ニ移スコトニシタシ、行政犯ノミナラハ共犯論ニヨラス唯一人ノミカ責任ヲ負フコトニスルコトニ賛成、第三点ハ賛成、尚新聞紙法ト出版法ト二個ノ立法トナスコト、独逸新聞記者法、英国新聞協会等ヲ模範トシテ新聞記者ニ関スル立法ヲ為スノ要ナキヤ、広告者ノ責任ヲ明ニスル必要アリ、【以下 71 頁】以上ノ問題ヲ提出ス

○永田委員 新聞記者ノ収賄ニ対スル制裁ヲ設クルコトニツキ考慮シ度シ

○委員長 出版法院ヲ創設スル論モアリタリ

五、閉会

午後四時三十分

【72 頁は中扉】

警保委員会第六回特別委員会議事録

【以下 73 頁】

警保委員会第六回特別委員會議事録

一、開会日時 [昭和三年] 一月十七日午後一時三十分

二、開会ノ場所 内務大臣官邸

三、出席委員 小松委員長、花井、横山、泉二、永田、金森、美濃部、山岡ノ各委員

四、議事

○委員長開会ヲ宣ス

○花井委員 過日ノ委員会ニ於テ私ハ出版刑法トシテ刑法系統ニ属スル刑罰事項ハ全部之ヲ刑法ニ移スノ意見ヲ提出シ置キタルモ之ハ主トシテ第五十二議會ニ提出セル出版物取締法案第二十五条及ヒ第四十六条乃至第四十九条カ関係スルコトテアロウト思フカ刑法審議會改正綱領ノ【 】

二十九条 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スル罪ニ関スル規定ヲ刑法中ニ設ケルコト

三十条 猥褻姦淫ニ関スル現行法ノ不備ヲ補ヒ且刑ノ權衡ヲ適當ニスルコト

三十二条 法令違反ノ行為ヲ賞揚シ奨励シ煽動シタル者ヲ罰スル規定ヲ設ケルコト

三十五条 名譽毀損罪ハ之ヲ重キモノト輕キモノトニ區別シ其ノ重キモノハ之ヲ非親告罪トナスコト 但シ被害者ノ意思ニ反シテ訴追スルヲ得サル規定ヲ設ケルコト

三十六条 名譽毀損罪ニ付被害者ハ事實ノ証明ヲ求ムルコトヲ得ヘキ規定ヲ設ケルコト

カ御参考ニナロウト思フカラ提出シテ置ク

○委員長

【以下 74 頁】今日ハ是迄各委員ノ御意見ヲ要綱別ニシテ調査セシモノヲ謄写シ御手元ニ配布シテアルカラ之ニ依リ各問題ヲ纏メテ行キ度イト思フカ如何

○各委員賛成

爾後懇談的ニ前掲印刷物ニツキ協議シ大要左記ノ如キ結果ニ達シタリ

改正要目第一、出版物法制統一ノ是非並ニ之カ立法ノ根本方針

一、新聞紙法ト出版法トハ其ノ内容ノ整理統一ヲ図ルヘキコトニツイテハ滿場一

致之ヲ認ムルモ形式上之ヲ一個ノ法律ト為スヤ又ハ別個ノ法律ト為スヤニ付
イテハ可否半ス

二、立法ノ根本方針（後廻シ）

改正要目第二、出版物ノ觀念ノ整理

- 一、新聞紙ト其ノ他ノ出版物トハ法律上之ヲ區別スルコト
- 二、新聞紙ハ日刊且時事ヲ掲載スルモノニ限ルコト
- 三、定期刊行物中時事ヲ掲載スルモノヲ雑誌トスルコト【 】
- 四、新聞紙ニ付キ登録制度ヲ認ムルコト

改正要目第三、出版保護

- 一、新聞ニツキ名称ニ専用權ヲ認ムルコト
- 二、新聞紙ニ対シ郵便電信鉄道其ノ他必要ナル保護ヲ認ムルコト
- 三、外国電報ニツキ相当ノ期間轉載禁止權ヲ認ムルコト
- 四、新聞記者ノ職務執行ニ対スル保護ヲ認ムルコト
- 五、新聞協會ノ設立ヲ公認スルコト、之カ組織ハ主トシテ弁護士會又ハ醫師會
等ノ例ニ依ルヘク其ノ事業ノ概目左ノ如シ
 1. 新聞記者ノ資格欠格ニ関スル事項
 2. 従事〔ママ〕員ノ共済ニ関スル事項
 3. 新聞經營上ノ協定ニ関スル事項
 4. 編集上ノ協定ニ関スル事項【以下 75 頁】

改正要目第四、出版物掲載事項ノ制限

- 一、掲載事項制限ニ関スル規定ハ列記のト為スヘキヤ包括的ト為スヘキヤ意見
半トス唯仮ニ列記のト為スヘシトスレハ左ノ如クナサルヘシ
 1. 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スル事項
 2. 朝憲ヲ紊亂シ社会ヲ攪亂シ其ノ他安寧秩序ヲ妨害スル事項
 3. 軍事又ハ外交ノ機密ニ関シ主務大臣ヨリ掲載ヲ禁止シタル事項
 4. 犯罪ヲ煽動シ若ハ曲庇シ犯罪事実ニ付犯罪人ヲ賞恤シ又ハ刑事被告人若ハ
被疑者ヲ賞恤シ若ハ陷害スル事項
 5. 乱倫猥褻殘忍其ノ他善良ノ風俗ヲ害スル事項
 6. 他人ノ名譽ヲ毀損スル事項
 7. 公判開廷前ニ於ケル刑事事件ノ訴訟ニ関スル書類ノ内容又ハ公開ヲ停メタ

ル訴訟ノ弁論

(備考)

- イ、他人ノ名誉ヲ毀損スル事項ニツイテハ之ヲ掲載スルモ犯罪ヲ構成セサル事項(現行新聞紙法第四十五条出版物法案第五十五条参照)ハ掲載シテモ差支ナキ様適當ニ条文ヲ起草スル事
- ロ、掲載事項制限ニ関スル事項ハ一条ニ纏ムルコト 右ノ列記事項ヲ一条トスレハ出版物法案第二十六条乃至第三十六条ハ不要ナル第二十七条ヲ必要トスルカ如キ事態発生スレハ緊急勅令ニ依レハヨシ
- ハ、検事ノ掲載差止権(現行新聞紙法第十九条ノ一部出版物法案第三十一条)ニツイテハ廃止存置議論相半ス

五、閉会

午後五時委員長閉会ヲ宣シ次回ハ追テ定メタル上通知ス

【76 頁は中扉】

警保委員会第七回特別委員会議事録

【以下 77 頁】

警保委員会第七回特別委員会議事録

- 一、開会日時 [昭和三年] 三月十七日午前十時十五分
- 二、開会ノ場所 内務大臣官邸
- 三、出席委員 小松委員長、花井、藤村、泉二、永田、金森、美濃部、山岡ノ各委員

四、議事

○委員長開会ヲ宣ス

各委員ノ御意見ヲ要綱別ニシタルモノヲ御手元ニ配布シテアルカラ本日モ之ニ依テ前回ニ引続キ第五「保証金制度ノ存廢」以下ヲ議題ニ供シ各問題ヲ纏メテ行クコトニ致シタイト思ヒマス。尚第四「出版物掲載事項ノ制限」中判決文ニ対シ掲載制限ヲ為シ得ルヤ否ニ [ママ] 付テ宿題ニナツテ居リマシタカラ之ヲ加エルコトニシマス。【 】

○各委員 賛成

爾後懇談的二前掲印刷物ニ付協議シ大要左記ノ如キ結果ニ達シタリ。

第四、出版物掲載事項ノ制限

判決文中ニ風俗壞乱又ハ安寧秩序紊乱ノ事項アルトキ之カ公表ヲ制限スルコトヲ得ルヤ否ニ付テハ議論アルモ新聞協会等ヲ通シテ新聞社ノ自省ニ俟ツコト、スルヲ得策トス。尚法文ヲ以テ制限スルヤニ付テハ仮ニ立案シテ研究ヲ為スコト

第五、保証金制度ノ存廃

保証金ハ之ヲ全廃スルコト

第六、行政処分ニ依ル発売頒布禁止ハ之ヲ認メ行政監督ノ必要上出版審査会若ハ出版法院ノ如キ特別機関ヲ設ケルコト【以下 78 頁】

違法ノ行政処分ニ対スル国家ノ損害賠償ニ関シテハ行政全般ノ問題トシテ可成 [ママ] 速カニ立法セラレムコトヲ望ム

第七、正誤制度ノ改善

(一) 正誤文掲載ノ場所

新聞ハ同一ノ場所、雑誌ハ本文ノ冒頭ニ掲載スルコト

(二) 新聞社カ自発的ニ訂正シタル場合ハ正誤義務ナシトスルノ可否

誠意ヲ以テ自発的ニ取消シタルトキハ正誤ノ義務ナシトスルコト

(三) 正誤文ノ長短

正誤文ニ付テハ見出本文共原文ト同大ノ活字ヲ用イルコト、原文ノ字数ヲ超過スルコトヲ得サルコト

(四) 弁駁書掲載義務ノ削除

弁駁書ハ現行法ノ通り

(五) 抄録事項ノ正誤【 】

第二十条「ヲ得タル后」ヲ削ルコト [「」内のスペースは原文のママ]

(六) 正誤ノ義務違反ノ場合ノ処罰ハ親告罪トスルヤ否ヤ

正誤義務違反ノ処罰ハ親告罪トスルコト

(七) 正誤請求権ノ期限

正誤請求権ハ新聞ニ在リテハ三ヶ月、雑誌ニ在リテハ六ヶ月トスルコト

(八) 「掲載シタル事項ノ錯誤ニツキ」トアルヲ「掲載シタル事項ニツキ」ト改メルコトノ可否

新聞紙法第十七条第一項ノ「新聞紙ニ掲載シタル事項ノ」ノ次ノ「錯誤ニツキ」ヲ削ルコト

第八、発行禁止制度存続ノ可否

発行禁止制度ハ之ヲ全廃スルコト【以下 79 頁】

第九、十、責任者並ニ罰則

(一) 刑罰規定ヲ刑法ニ移譲スルコトノ可否

刑罰規定ハ刑法ニ移スコト

(二) 刑事犯ト行政犯ト區別スルコトノ可否

刑事犯ト行政犯トハ之ヲ分チ行政犯ニ付テハ財産刑ノミヲ科スルコト、シ行政犯ノ責任者ハ法人タル新聞社ニ在リテハ新聞社自体、法人ニ非サル新聞社ニ在リテハ其ノ持主ヲ責任者トス

(三) 罰金並ニ時効ノ改正

罰金額ハ時勢ニ応シ適當ニ増加スルコト

行政犯ノ時効ハ六ヶ月トスルコト

(四) 閉会

午後一時五十六分委員長閉会ヲ宣シ閉会ス、次回ハ追テ通知ス

【80 頁は中扉】

警保委員会第八回特別委員会議事録

【以下 81 頁】

警保委員会第八回特別委員会議事録

一、開会日時 [昭和三年] 三月二十八日午後一時二十分

二、開会ノ場所 内務大臣官邸

三、出席委員 小松委員長、花井、岡田、泉二、永田、金森、美濃部、山岡ノ各特別委員

外ニ原、酒井両委員モ之ニ參列ス

四、議事

各委員ノ御意見ヲ要綱別ニシテ前回迄二回ニ亘リ審査セシ処ニ依リ本日ハ之ヲ特別委員会ノ総会ニ対スル報告案トシテ議題ニ供スルコトニ致シマス審議ノ便宜上

議事ノ形式ヲ用イス懇談的ニ御意見ヲ伺イ取纏メテ行キタイト思ヒマス

○各委員【 】賛成

爾後懇談的ニ審議シ別紙報告書ヲ作成スルコトニ決定セリ

五. 閉会

午後三時三十分委員長閉会ヲ宣シ閉会ス

次回ハ四月十一日午後二時ニ委員總會ヲ開催スヘキコトヲ予告ス

(別紙ハ委員會報告要旨ト同一ノモノナルヲ以テ之ヲ省略ス)

(つづく)